



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

何ができる?

マイナポータルとは～利用できるサービス～

マイナポータルとは、国が中心となって運営する個人向けオンラインサービスです。自宅にあるパソコンやスマートフォンを利用して※、行政の手続きや国・市区町村が保有する自分の特定個人情報を確認できるほか、子育てに関するサービスの検索や電子申請などができます。

先月号の『青色だより』にもマイナポイントの記事として、マイナポータルから健康保険証の利用申し込みと公金受取口座の登録について記載しましたが、徐々に利用できるサービスが増加しています。

※マイナポータルアプリを利用するにはマイナンバーカードのほか、パソコンをお使いの方はICカードリーダー、スマートフォンをお使いの方はNFC対応の機種（カードが読み取れる機種）が必要です。

利用できる主な機能

手続きの検索・電子申請

主に子育てに関するサービスの検索や、電子申請ができます。

わたしの情報（自己情報表示）

国の行政機関や地方公共団体等が保有する自分の特定個人情報（所得・個人住民税の情報など）を確認することができます。

お知らせ

地方公共団体や国の行政機関等から配信されるお知らせを受け取ることができます。

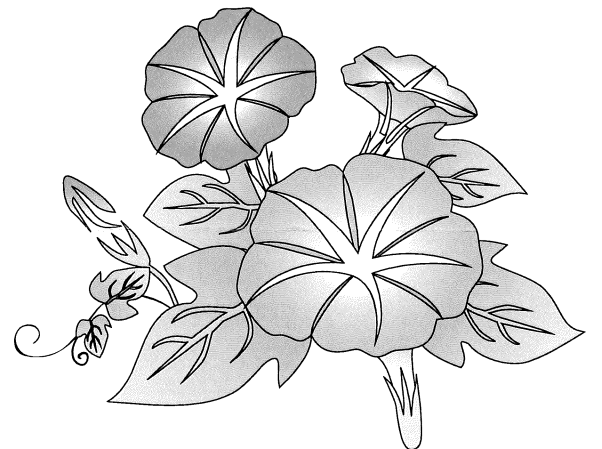
やりとり履歴（情報提供等記録表示）

行政機関における審査・手続き等の際に、自分の情報がいつ、どのように利用されたのかを確認できます。

もっとつながる

e-Taxなど、外部サイトと連携することでもっと便利に利用できます。

上記のうち、「もっとつながる」にはe-Taxのほか、「ねんきんネット」というサービスがあります。「ねんきんネット」は日本年金機構が提供するサービスで、皆さんが払っている（貰っている）年金について、色々な情報をいつでも確認することができます。確定申告にも役立つサービスも含まれていますので、興味のある方はチェックしてみてください。



ねんきんネット×マイナポータル

どんな情報が確認できる？

- ・今までの納付記録の確認（現在支払中の方）
- ・受け取られている年金の額（現在受給中の方）
- ・将来の年金見込み額の試算
- ・未納状況の確認、追納可能月数と金額の確認
- ・ねんきん定期便（毎年誕生月にハガキで送られてくるもの）などをPDFでダウンロード
- ・控除証明書書・源泉徴収票の再発行 etc…

5月からはマイナポータルを利用して下記申請が電子で行えるようになりました。

マイナポータルより申請可能となった手続き

- ・国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ・免除・納付猶予の申請
- ・学生納付特例の申請



マイナンバー

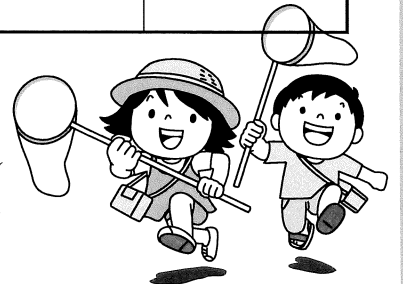
書類は何年保管するの？

事業をしているとどうしても、領収証などの書類がたまってきて扱いに困りますね。それでも事業者は、請求書・領収証・通帳等の書類をもとに確定申告する際の売上や経費を計算しますので、申告に使用した書類は一定期間、保管しておかなければなりません。

税法上の保存期間は以下の通りです（ただし、個人事業の青色申告者の場合）。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	青色申告決算書、棚卸表など
	現金預金取引等関係書類	領収証、預金通帳、小切手帳、借用書など
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）
		7年
		5年

上の表にもあるように、書類によって保存期間が異なります。しかしながら、「領収証」・「請求書」といった種類ごとに通年で保管するというよりも、「令和3年分一式」といった形で1年ごとに領収証や請求書を一括りにして管理している方が多いと思います。そのため、最長の7年保管しておかないといけない書類をベースに、すべて7年保管していれば安心ですね。ちなみに今は令和4年なので、平成26年以前のもものは処分してOKですよ！



会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を6月27日(月)にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただいていない会員さまには、再度請求書を同封しております。大変申し訳ございませんが、当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際にご持参をお願いいたします。

法律相談日

弁護士の橘先生による無料相談会

7月20日(水) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？
ご希望の方は上記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。※詳細は事務局までお問い合わせください。

税務相談日

税理士による無料相談

7月21日(木)・8月1日(月)

10時～12時 / 13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々
ご希望の方はご予約をお願いいたします！

行事 今月以降の 予定の	行事予定日	行事内容
	7月4日(月)～7月6日(水)	源泉税納付事務相談会 ※詳細は6月号をご覧ください
	7月11日(月)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
	7月15日(金)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)
	7月4日(月)・21日(木)	税務相談日 10時～12時、事前予約をTELにてお願いします。
	7月20日(水)	法律相談日 15時～17時、事前予約をTELにてお願いします。
	8月1日(月)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/
Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176
当会発信専用番号: 070-5416-5221

編集後記

今年は梅雨があつという間に終わってしまいましたね！
まだ6月のうちから最高気温記録や電力不足のニュースが続いており、無事に夏を越せるのか心配です(>_<)
今年も早いもので半年が過ぎ、後半に入りました。7月・8月は暑いこともあつて、当会は閑散期に入ります。半年分の記帳の確認や自習にぜひお越しく下さい！お待ちしております。